

第9次勤労青少年福祉対策基本方針の全体像

～青少年のキャリア形成と自立を支える社会的ネットワークの構築を目指して～

現状認識

- 青少年人口の減少
→ 地域、社会の担い手として、**若者一人ひとりが重要な存在**
- 雇用環境の悪化
→ 若年失業者、フリーター等の非正規雇用の増加、ニート数の高止まり等に表示されるように、若者の**継続的なキャリア形成が困難な現状**
- 社会・家庭環境の変化等に伴う、**孤立・孤独の顕在化**

今後の方向性

- 青少年の発達課題、社会・経済環境の変化に伴う就業上の課題等を踏まえ、以下の観点を中心に施策を推進。
- 学校在学中、職業生活移行時、就業中など各段階における、若者の**長期的・継続的なキャリア形成・職業能力開発を促進**。
 - ここからドロップアウトしたニート等、**自立に困難を抱える若者の職業的自立を促進**。
 - 社会活動の参加促進や「居場所」づくり等、青少年を支える**社会的ネットワーク、支援人材育成等の基盤を整備**。

勤労青少年福祉対策基本方針とは、勤労青少年福祉法に基づき、勤労青少年（35歳未満の働く若者。典型的には、親元を離れ就職した若者、勤労学生等。第8次方針から、ニートといった勤労に至らない若者も支援対象に包摂）の福祉に関する施策の基本となるべき方針として厚生労働大臣が定めるもの。

昭和46年に第1次方針を策定して以降、5年毎に策定・公表。策定した方針は、大臣告示として官報に掲載。

今後の勤労青少年福祉の基本的施策の展開

※ 下線部は、第8次方針からの主な追加・拡充点

1 勤労青少年の長期的な視点からのキャリア形成の促進

(1) 在学段階からの体系的なキャリア形成支援の推進

- ① 学校段階ごとの課題に応じた、職業に関するガイダンス、職場体験等、効果的なキャリア教育の推進
- ② 労働行政、労使団体等も参画した、キャリア教育推進体制の整備

(2) 学校から職業生活への円滑な移行支援

- ① 職業生活への移行時の、学生・生徒個々人の課題に応じたきめ細かな就職支援
- ② 既卒者の応募機会の拡大に向けた、募集採用慣行の見直し等の取組みの促進
- ③ フリーター等の正規雇用化に向けた、ハローワーク等における就職支援の充実

(3) 職業生活に必要な基礎的・実践的職業能力の開発の推進

- ① 公的職業訓練を通じた基礎的・実践的職業能力開発の推進
- ② ジョブ・カード、キャリア段位制度等による、実践的な職業能力評価制度の構築
- ③ 企業におけるキャリア形成支援の環境整備

(4) 就業に向けた自信・意欲の獲得等のための支援

- 地域若者サポートステーション事業の推進等による、ニート等の若者に対する専門的相談、アウトリーチによる能動的支援、学び直しや生活訓練等、自信・意欲の獲得、職業的自立の実現に向けた支援の充実

(5) キャリア・コンサルティング等の体制整備

- キャリア・コンサルタントの計画的養成、若者支援の観点からの専門性向上、ジョブ・カード等のツールの活用促進

(6) 労働条件等の職場環境の整備

2 勤労青少年の交流、多様な活動の促進

(1) 社会活動への参加、多様な世代間の交流促進

- ボランティア活動、地域の伝統行事等の社会活動への参加促進、これらに係る指導者養成、積極的情報発信・参加勧奨等の環境整備
- 企業の社員旅行やスポーツ・文化活動等の諸行事の、同世代・異世代間の交流や若者の社会性涵養等の観点からの捉え直し

(2) 国際交流の促進

3 勤労青少年福祉行政推進のための基盤整備等

(1) 地域ネットワークの構築

- 「子ども・若者育成支援推進法」に基づく地域協議会等の枠組みも有効活用した、勤労青少年福祉関係機関・専門人材間の支援事例共有化等「顔の見える」関係構築等、実効性ある地域ネットワークの整備

(2) 勤労青少年ホーム等の多様な観点からの活用促進

- 若者の「居場所」「交流の場」、キャリア形成支援・情報発信の拠点としての勤労青少年ホーム等の役割の明確化、好事例や勤労青少年自身の提案も取り入れた活性化方策の確立、愛称等も活用した広報

(3) 勤労青少年支援に関わる人材育成等の体制の整備

(4) 本方針を活かした啓発活動等、地域における取組みの積極的推進

- 勤労青少年の日等を捉えた積極的な啓発活動の展開、地域における勤労青少年福祉に関する取組みの道標としての本方針を活かした施策のPDCA推進等による、一層の気運醸成